

令和 年 月 日

一般
社団法人 長崎県自動車整備振興会 行

自動車整備作業中に発生した事故に関する報告書

事業者名 :

報告者名 :

整備作業中に発生した事故の状況について、下記のとおり報告します。

発生年月日	令和 年 月 日	認証番号	3 -
事業場名			
電 話		F A X	
被害状況	死亡	重傷	
	名	名	
事故概要			
原 因			
防止策			

※上記項目について、報告可能な限りご記載ください。

※報告書は FAX にて振興会業務課 (095-839-6692) までお送りください。

「自動車整備作業中に発生した事故に関する情報提供」実施要領(抜粋)

平成 26 年 9 月
日 整 連

1. 実施目的

自動車整備工場における作業中の整備士や工員等に対して発生した死亡・重傷事故状況等について情報収集し、事故概要を取りまとめ、具体的な事故事例及び類似事故の再発防止策を会員等に提供することで、事故の再発防止を図ることとする。

併せて、再発防止を図ることによって、「3K（きつい、きたいない、危険）イメージからの脱却」、「ES（従業員満足度）の向上」、「魅力ある職場の創造」など、業界のイメージアップを推進し、若手の人材が集まる業界へと発展させていくことを目的として実施することとする。

2. 報告対象工場

各地方整備振興会の会員工場

3. 報告対象事故

①死亡事故

②重症者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号及び第 3 号に掲げる障害を受けた者）が生じた事故

※整備作業中の事故を対象とし、引取・納車など車で移動中の交通事故等は対象としない。

〈参考〉

自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年 10 月 18 日政令第 286 号）

第 5 条 法第 17 条第 1 項の仮渡金の金額は、死亡した者又は傷害を受けた者 1 人につき、次のとおりとする。

1 死亡した者	290 万円
2 次の傷害を受けた者	40 万円
イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの	
ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの	
ハ 大腿又は下腿の骨折	
ニ 内蔵の破裂で腹膜炎を併発したもの	
ホ 14 日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの	
3 次の傷害（前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者	20 万円
イ 脊柱の骨折	
ロ 上腕又は前腕の骨折	
ハ 内蔵の破裂	
ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの	
ホ 14 日以上病院に入院することを要する傷害	
4 (略)	